

お知らせ
後期高齢者医療「被保険者証・限度額適用・標準負担額減額認定証」更新について

▼後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療制度の被保険者証が8月に更新されます。新しい被保険者証の色は薄紫色で、7月下旬に送付します。新しい被保険者証の有効期限は平成30年7月31日です。毎年8月1日現在の世帯及び前年中の所得状況をもとに医療費の自己負担割合（1割又は一定以上所得のある方は3割）の見直しを行います。ご自身の負担割合は、被保険者証で確認してください。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

平成29年度市町村民税非課税世帯の方は、入院又は高額な外来医療を受ける際に、医療機関や薬局へ被保険者証と併せて「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、窓口での自己負担額や入院時の食事代などが軽減されます。

▼認定証を現在お持ちの方

更新申請の必要はありません。7月下旬に新しい認定証を

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
発効期日	
有効期限	
適用区分	
長期入院 該当年月日	保険印 保者
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	

被保険者証と一緒に送付します。

▼新たに認定を希望される方

認定申請の手続きをしてください。

▼申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑（認め印可）
- ・マイナンバーカード、もしくは通知カード（カードの持参及び番号の記入がなくても受付いたします。）

■申請・問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号		性別
住所		
氏名	生年月日	性別
生年月日	取得年月日	
資格交付	負担割合	
被保険者番号		
被保険者名		

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ
国民健康保険限度額適用認定証の更新について

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方の有効期限は7月31日となっています。引き続き認定を受けたい場合には、8月中旬に更新手続きを行ってください。

新規で交付を受けるには申請が必要となります。申請は随時受け付けていますので、認定証が必要な方は手続きを行ってください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

▼対象者

- ・国民健康保険に加入されている70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の方で世帯主及び被保険者全員が住民税非課税の方

▼申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑（認め印可）
- ・マイナンバーカード、もしくは通知カード（カードの持参及び番号の記入がなくても受付いたします。）

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課
 ☎867-2300
 本川総合支所住民福祉課
 ☎869-2112

お知らせ
保険料(税)の納付について

平成29年度の「国民健康保険納税通知書」、「後期高齢者医療保険料納付通知書」、「介護保険料納付通知書」は7月中旬に送付します。

納付書が同封されている方は、各納期限までに納付をお願いします。なお、年金から天引きされている方や、口座振替を利用されている方は、納付書は送付されません。

ただし、4、6、8月は年金から天引きされていても、10月以降、納付書払いに切り替わるなど、年度途中に納付方法が変更となる場合がありますので、通知書の内容をご確認ください。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112